

〔解答・解説〕

1) 不適切である

1962 (昭和 37) 年 4 月 2 日以降生まれの者の繰上げ 1 カ月あたりの減額率は 0.4% に改正されました。したがって、60 歳で老齢基礎年金の支給繰上げを請求した場合の減額率は、 $0.4\% \times 60 \text{ カ月} = 24\%$ 、つまり、繰上げ前の額の 76% に減額されることとなります。

なお、1962 (昭和 37) 年 4 月 1 日以前生まれの者の繰上げ 1 カ月あたりの減額率は、従来通り 0.5% です。支給繰上げの請求に際し、当面の間は 1 カ月あたりの減額率が 0.4% の者と 0.5% の者が併存することとなりますので、留意が必要です。

2) 不適切である。

1952 (昭和 27) 年 4 月 2 日以降生まれの者の支給繰下げの上限年齢は 75 歳に引き上げられました。したがって、70 歳 6 カ月で支給繰下げの申出をした場合の減額率は、 $0.7\% \times 66 \text{ カ月} = 46.2\%$ 、つまり、繰下げ前の額の 146.2% に増額されます。また、支給繰下げの上限年齢が 75 歳の場合において、75 歳到達後に支給繰下げの申出をしたときは、75 歳に達した日に申出をしたものをみなされ、老齢基礎年金の額は繰下げ前の額の 184% に増額されます。なお、1952 (昭和 27) 年 4 月 1 日以前生まれの者 (65 歳到達時に受給権を取得している場合) の支給繰下げの上限年齢は、従来通り 70 歳です。

3) 不適切である。

付加年金は老齢基礎年金の支給の繰上げ、繰下げに連動して、その額が減額または増額されて支給されます。これに対し、振替加算及び加給年金額は、支給繰上げ、繰下げの対象となりません。支給繰上げの場合は 65 歳から減額されずに所定の額が支給されます。支給繰下げの場合は、申出をしたときから増額されずに所定の額が支給され、繰下げ待期間中に受け取ることはできません。

4) 適切である。

65 歳到達時 (老齢年金の受給権を取得したとき) に「他の年金たる給付」の受給権者である場合、又は 65 歳に達した日から 66 歳に達する日までの間に他の年金たる給付の受給権者となった場合には、支給繰下げの申出をすることはできません。

老齢厚生年金の支給繰下げにおける「他の年金たる給付」とは、厚生年金保険の他の年金給付と、老齢基礎年金、付加年金、障害基礎年金を除く国民年金の年金給付をいいます。したがって、障害基礎年金の受給権を取得したことにより、老齢厚生年金の支給繰下げの申出ができなくなるものではありません。

これに対し、老齢基礎年金の支給繰下げにおける「他の年金たる給付」とは、付加年金を除く国民年金の年金給付と、老齢年金以外の厚生年金保険の年金給付をいいます。したがって、65 歳に達した日から 66 歳に達する日までの間に障害厚生年金の受給権を取得した場合は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることはできません。

[戻る](#)